

第四十三回国会 参議院法務委員会會議録第四号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

二月七日
 亀田 得治君 補欠選任
 山口 重彦君

二月九日
 齋藤 昇君 補欠選任
 手島 栄君

二月十三日
 北口 龍徳君 補欠選任

二月十四日
 北口 龍徳君 補欠選任
 小沢久太郎君

二月十八日
 堀 末治君 補欠選任
 吉武 恵市君

二月十九日
 堀 末治君 補欠選任
 吉武 恵市君

二月二十日
 日高 広為君 補欠選任
 吉武 恵市君

山口 重彦君 補欠選任
 亀田 得治君

委員
 大谷 賛雄君

理事
 後藤 義隆君
 松野 孝一君
 稲葉 誠一君
 和泉 覚君

委員長
 鳥島徳次郎君

出席者は左の通り。

大矢 正君
 亀田 得治君
 大和 与一君
 山高しげり君
 岩間 正男君

国務大臣
 法務大臣 中垣 國男君

政府委員
 警察庁刑事局長 宮地 直邦君
 法務政務次官 野本 品吉君
 法務大臣官房司 津田 實君
 法制調査部長 津田 實君
 法務省刑事局長 竹内 壽平君
 最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 下村 三郎君
 総局事務総長 守田 直君
 最高裁判所事務 守田 直君
 総局人事局長 守田 直君
 事務局側 常任委員 西村 高兄君
 会専門員 西村 高兄君

この際、委員の異動につきまして御報告を申し上げます。

二月七日、亀田得治君が辞任いたしました。二月九日、齋藤昇君が辞任いたしました。二月十三日、北口龍徳君が辞任いたしました。二月十四日、北口龍徳君が辞任いたしました。二月二十日、山口重彦君が辞任いたしました。亀田得治君が選任されました。

以上でございます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、去る一月三十日予備審査のため付託となり、一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○国務大臣(中垣國男君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員給与を改善する必要があります。今国会に一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察

官につきましても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加することをその趣旨とするものであります。改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれに比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額増加比率と同様となっております。

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額を昭和三十一年十月一日から適用すること等、必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 以上で説明は終了いたしました。両案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、去る二月五日予備審査のため付託となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(中垣國男君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を増加しよるとするものであります。以下簡単にその要点とすることを申し上げます。

まず、第一に、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策といたしまして、数年来逐次裁判官の定員を増加する等の措置をとって参りましたが、右の方策の一環として、このたび特に裁判官の負担が重くなっている地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、刑事及び民事補の員数を増加するとともに、近時激増して参りました家庭裁判所及び簡易裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため、刑事補及び簡易裁判所判事の員数を増加しようとするものであります。人員充足の見通し等を考慮した上、さしあたり判事、判事補及び簡易裁判所判事の員数をそれぞれ十八人増加しようとするものであります。

次に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点であります。特許法による審決に対する訴訟その他東京高等裁判所が取り扱う工業所

有権関係訴訟の事件数の増加に對処し、その処理の適正迅速化をはかるため、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に關し必要な調査をつかさどる裁判所調査官の員数を増加し、また、すでに述べました裁判官の定員の増加に伴い、地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化並びに家庭裁判所及び簡易裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数をそれぞれ増加し、さらに、裁判所における庁舎の新増築に伴い、電話交換、機器の運転操作その他の業務に従事する行政職俸給表(二)の準用を受ける職員を員数を増加しよとするものであります。これら新たに増加しようとする裁判官以外の職員員数の総数は、二百十二人であり

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう、お願いいたします。

○委員長(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○委員長(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

○委員(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

○委員(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

の点に相当疑問を持つておる人がたくさんあるわけだ、すでに過去におきまして第一期の司法修習生の中に一名そういう方がありました。あるいは十二期の田口君、それから現在行なわれておる十六期の分につきましても、名古屋なり、あるいは現在問題になっているのは札幌、こういふところでは、そのような適法な修習はできないといふことで拒否しておられるわけなんです。これはまあ拒否といふふうにはつきり態度を打ち出しておられるのは四名くらいであつたかと思ひますが、しかし、このことについて大きな疑義を持ち、何とかこれをやめてくれといふ考えを持つておられる人は、これは非常にたくさん修習生の中におられるわけです。私たちが前からこのことは聞いていたわけなんです、ところが、現時点において再びこういふ具体的なケースが出てきておられるわけでありまして、放置できないと思つたわけなんです。それと、学者の中にも、私たちが聞きま

すが、最初に、一体どういふつもりで最高裁並びに法務当局はこの取り調べ研修といふことをやめないで続けておるか、その法的な根拠並びに必要な性ですね、この点をひとつ明らかにしてほしいと思ひます。所管は、司法研修所を所管しておられる最高裁のほうの所管でありますから、まず最高裁の考え方、それから並びにその委託を受けてやっておられる検察庁の考え方、そういう順序でひとつ皆さんのほうの態度を明確にしてほしいと思つたわけなんです。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) この司法修習生の修習につきまして、一番根拠になります法律は、裁判所法の第六十七条の第三項であります。「第一項の修習及び試験に關する事項は、最高裁判所がこれを定める。」といふことになっておりました、この第一項の修習といふのは、すなわち司法修習生が二年間修習をするといふその修習でございます。それで、最高裁判所が定めるといふことになっておりましたので、それを受けて、昭和二十三年の八月十八日に施行になっております最高裁判所規則の第十五号、司法修習生に關する規則といふのがあります。これに基づいて修習一般について相当詳細な規定ができておられるわけでございます。それからさらに、そのお答えいたしました規則の第十一條に、「司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に關して必要な事項を定めることができる。」といふことになっております。これを受けて、司法修習生指導要綱といふものがござります。これは昭和二十九年七月一日司法研修所長

習をしておるところの長にあつたものであります。これにさらに研修所における修習、それから実務修習をいたし、ます裁判所、検察庁、弁護士会における修習を具体的に詳細に書いてあるわけでございます。この中にはただいま御指摘の被疑者等の実際上の取り調べをするといふようなことは明らかに現われておりませんが、検察庁の実務修習としてやるべきものとして掲げてあるものの中から、そういうものができる、また、すべきであるといふような解釈が出てくると思つたのであります。

○委員(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○委員(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) このうちの指導要綱の中に、第二節として「検査」といふのがござります。その二の「実務修習地における指導期間」といふのがありまして、またそのうちの(一)としまして、「指導目標、司法研修所前期の指導をうけて、検察庁における検察実務の实体を体得させ、もつて検察の伝統とふんいきに浴させて、検察に對する理解を深めるとともに、実際の事件処理を通じて檢察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。」、こういふふう

○委員(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○委員(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) このうちの指導要綱の中に、第二節として「検査」といふのがござります。その二の「実務修習地における指導期間」といふのがありまして、またそのうちの(一)としまして、「指導目標、司法研修所前期の指導をうけて、検察庁における検察実務の实体を体得させ、もつて検察の伝統とふんいきに浴させて、検察に對する理解を深めるとともに、実際の事件処理を通じて檢察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。」、こういふふう

○委員(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○委員(島島徳次郎君) 次に、検査及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

言いますと、最高裁判所もこの指導要綱に基づいて検察庁がやっておるいはゆる取り調べ修習というものは認しているのだと、こういう結論的な理解でいいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)

取り調べ修習につきましてはいろいろ条件がございまして、その条件に従ってやっております。取り調べ修習については、裁判所といたしましては、別に違法ではない、修習として現在としては適当なものと考えておるわけです。

○亀田得治君

もう一つ違った立場から聞きますが、その条件等については後ほど検察庁のほうで御説明があるだろうし、私も聞きますが、この取り調べ修習というものは、最高裁が必要として考えたものか、あるいはその委託を受けた検察庁のほうで委託を受けた趣旨からいって必要だというふうに考えたものなのか。ともかく委託されたほうがどう言うからまあそれでよかろうというふうな受け身の立場でこの問題を考えておるのか、どっちなんですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)

この取り調べ修習を始めましたこのことはもう相当古くなりますので、はたしてどちらでそういうことを言い出したかというようなことは、私は責任を持って申し上げられないのでございませうが、しかし、ある程度推察を加えまして申し上げますれば、従来も、条件、形等は多少違いますが、当時の司法官候補、これが検事代理でございませうが、被疑者、参考人を取り調べておったわけにございませう。それが新しい制度に条件、形を変えて

移されたものと思っております。ですから、司法研修所が発足いたしましたから、どういふふうな方法によつて司法修習生に修習をさせるかというふうなことは、当然その方法は論議に上つたと思つてあります。ですから、敢言にこれはどちらから言い出したかという問題になるとよくわかりませぬけれども、司法研修所におきまして修習の内容というふうなものを、おそれなく検討して、そこできまして、修習生におきいてもそういうふうな実習方法をやつてもおらう、こういうことになつたのだらうというふうな、まあ古いことではございませぬので、従来のいきさつから言つてそういうふうなふうに推測しておるわけにございませぬ。

○亀田得治君

検察庁のほうでいろいろ再検討して、まあ法律的にもいろいろ疑義があるようだからいわゆる取り調べ修習はやめよう、こういうことになれば、司法研修所なり最高裁判所としては差しつかえないわけですね。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)

まあ司法修習生に検察実務がある程度やつてもらひますことは、これは主としてあるいは将来検察官になる希望を持つておられます司法修習生のためであるかと思ひますが、しかし、いわゆる法曹全体がこういうものについて十分理解を持つてきてもらつておることもまたこういう修習をさせておる一つの目的であるわけにございませぬ。ですから、検察庁のほうで、こういうものをやめようかと言われたところで、最高裁判所としては司法修習生の修習全般を責任をもってあつかつておるわけにございませぬ、すぐその意見に従うというのではできないと思ひますが、し

かし、何と申しましたも、それに対して一番十分な理解と関心を持つておる検察庁、法務省のごとでございませうから、その意見を十分聞いて決定をするということは当然のことと思ひます。

○亀田得治君

それは、次に法務省のほうにお尋ねいたしますが、この問題はともかく若い法曹の諸君の一つの悩みになつておるのです。刑事訴訟法百八十九条二項なり百九十一条、捜査できるのは司法警察職員、検察官、検察事務官ときちんと明記されておるわけですね。百九十八条、被疑者を呼んで調べ得る者はこの三者ということもきちつと書かれておるわけですね。こういう人権に關する国家権力発動の問題がありますから、これは厳格に解釈していくという事は当然なことなんです。そういうふうな若い法曹の諸君が教わつてきておるわけですね。それがはたとここで行き詰まつておるわけですね。いろいろな条件なり説明はありますよ、今やつておる被疑者の取り調べについて、あります、言葉をおつと

○国務大臣(中垣國男君)

亀田さんにお答えいたします。私はどういふ問題につきましては御承知のとおり専門家でも何でもありませんので、あるいは見当違いの答えをするかもしれないが、信じておることをお答えしたいと思います。

○司法修習生が実務実習をやるといふことは、これが判事や検事や弁護士になるという限られた目的のために二年間の教育を受けるのでありますから、そういう人々がどうして良心的に苦しんでおるか、そういうことを私はよくわかりませぬけれども、問題はそういう憲法上の問題や法律に純粹に取り組もうとしておるといったような御指摘のようにならぬやうな修習生の良心的な問

な御説明があるに違ひない。それは幾らされましても、若い人はこれは納得しておらぬわけですね。私はこの問題に關する今までの司法修習生の諸君が当局に出しました文書なりできるだけのものはみんな拝見してきまして、そういう若い人の純粹に法律の筋を追求していくという気持ちがにじみ出しておるわけですね。

○国務大臣(中垣國男君)

そこで、法務大臣にこの点をお聞きしたいわけなんです。おそれなく、だいたい前に本日のごときは通告しておきまいたから、お聞きになつておると思ひますが、区々たる法律論じやなしに、一体法務大臣としてどう考へるのか、この点をひとつ明らかにしてほしのです。根拠とか必要性というものは、これはひとつ竹内さんのほうで補足して、しかし、あなたのやつはあとからにして、まず法務大臣からほんとうにあなたの心境を開かして下さい、ここで。

○国務大臣(中垣國男君)

亀田さんにお答えいたします。私はどういふ問題につきましては御承知のとおり専門家でも何でもありませんので、あるいは見当違いの答えをするかもしれないが、信じておることをお答えしたいと思います。

○司法修習生が実務実習をやるといふことは、これが判事や検事や弁護士になるという限られた目的のために二年間の教育を受けるのでありますから、そういう人々がどうして良心的に苦しんでおるか、そういうことを私はよくわかりませぬけれども、問題はそういう憲法上の問題や法律に純粹に取り組もうとしておるといったような御指摘のようにならぬやうな修習生の良心的な問

題から出ておると思つてあります。私は実務実習のあり方、実務実習のさせ方の問題について、ちよつと今あなたの御意見を聞いて考えておつたわけでありませぬ、こういう実習を受けるという事は、おそれなく承知して入所されたんじゃないかと思つておる。そこで、特に検察庁の実務実習といひますと、おそれなく検察取り調べといふようなことが一番最初だろつと思つておる。そこで、修習生の責任においてそういうことができるかどうかといふことになりませぬ、私はやはりできなないのじゃないかと思つておる。しかし、そこに正式の検事がいて、その検事の指導を受けながら補助的な役割をなしておると、そのこと自体は必ずしも——いわゆる起訴状等を書くような公文書の性格を帯びるものでなく、予備調査のようになことを被疑者や参考人の同意を得て修習生がやるという程度のことであれば、私はやはり本人がやがて検事や判事や弁護士になるのでありますから、非常に重要な実習じやないかと思つておる。ところが、修習生が命令を受けたらして自分の責任でいろいろな責任のある調査を作つたり取り調べをしたりするということ、そういうふうになつておるかどうかは、そういうふうなことは、私は法律を改正してでもこれはやらしてはならないのじゃないかと、こういうふうな思つておる。ところが、そこに本物の検事がおりました、指導検事と申しますか、そういうものがその現場におりました、こういう場合はどうやるのだとかあやめるのだとかいふと、それから被告人や参考人にききよう

○国務大臣(中垣國男君)

あなたにききよう

○国務大臣(中垣國男君)

あなたにききよう

○国務大臣(中垣國男君)

あなたにききよう

せすからよろしいかとかなんとかい
う了解を得てやるような場合、もしそ
ういふ修習の仕方であれば、実に効果
的であり、また、本人の専門的な知識
と申しますか、専門的な技術と申しま
すか、そういうことを修習させる上
はこれ以上のやり方はないのじゃない
かと、こういふふうに考えておられま
す。修習生みずからがそういう檢察実
務実習を受けることに疑問を抱いてお
るといふ点がどういふことか私もよく
わかりませんが、もしそういふたとえ
ば亀田さんのような専門家が考えに
なってもこれは疑問を抱くはずだ、あ
るいは専門の学者や法曹関係者のだれ
もが疑問を抱くようなことでありまし
たならば、もっとすっきり改正でもし
たらいいのじゃないか、わかりやすく
したらいいのじゃないか、そういうふ
うに私は思います。

○亀田得治君 刑事局長の説明を付加
して承っておきます。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど来お
話が出ておりますように、最高裁判所
によって修習生を命ぜられた修習生の
諸君が実務修習というところで四月
間檢察庁に配属をされて委託を受けて
修習に当たっておるわけでございます
が、その修習をいたします法律的な根
拠につきましては、先ほど最高裁事務
総長から詳しくお述べになりましたと
おり、私もそのように考えておられ
ます。

それから修習をいたします内容、目
的等につきましては、司法研修所長の
通達に基づきまして、司法修習生指導
要綱に基づきまして、檢察庁で預かり
した場合、一つの檢察庁でなくして、
全国大中小各地方檢察庁に相当広

範囲にお預かりいたしますので、檢
察庁の構造、機構等から、かなり違つ
た状態に各地檢が置かれておりますの
で、その各地檢の実情に応じた取り扱
いをするのもまた許しを受けてお
りますので、各檢察庁におきましては、
自分の庁でお預かりする修習生にどう
いう指導を施すかというまた細目のよ
うなものを定めまして、研修所長の許
可を受けてそれのつとめて指導いた
しておるわけでございます。申すまで
もなく、修習生は、國家試験を通りま
して、將來法曹として立つ國家的な立
場においてある期間修習をしなければ
ならない責務を負つておるのでござ
いますので、檢察庁という立場から与え
られた実務修習を誠実に効果的に能率
の上がるように指導するといふところ
を基本といたしておるのでございま
す。亀田先生も御承知のように、檢察
の仕事といふものはかなり範囲が広
うございまして、捜査、事件の処理、
公判立会、さらに刑の執行に関する問
題等、非常に広いのでございまして、
これら全般につきまして檢察の機能な
り檢察のほんとうの姿といふものを理
解していただく、こういうところに
ねらいがあると思つてございまして。

今お話の取り調べ方式による修習と
いふのは、捜査に関する部分のこと
でございます。取り調べ方式による修
習のみが檢察庁における実務修習のす
べてでないことはもちろんでございま
す。要綱にもありますように、檢察庁に
おける実務の指導にあたりましては、
性質上研修所で行ないがたいものとい
ふようなことになっておりますので、
檢察の講義だとか、既存の記録を檢討
するとかというふうなことは、研修所

でも現に行なつておるのでございま
す。そういうものも私は必要だと思
いますが、研修所では行ないがたいよ
うな実務といふことになりまして、現地
の檢察庁の雰囲気の中にひたつてお
ること自体、研修所では行ないがたい修
習でございますけれども、さらにそれ
を実務に即して指導するといふこと
になりますと、捜査の実務という点から
申しますと、ある程度、言葉はいかが
かと思ひますけれども、取り調べのよ
うな見習いもして見る必要がある。し
かも、これは相当過去十年余りにわた
りまして実施しました経験に徴しま
すと、効果的である、有効であつたと
いふふうに修習生も多数の修習生がそ
ういふふうに認めておるようござい
まして、そういう点を考えまして、今
なおこれが唯一のものだと考へてお
りませんが、捜査に關しては効果的な
有効な指導方法の一つであるといふ
うに考へておる次第でございます。

それにつきまして、最近、御指摘の
ように法律上疑義があるといふような
御意見もあるのをごさいます。私ど
もいろいろ検討いたしております。
要は、檢察庁における修習といふもの
は、それによつてほんとうに檢察とい
ふものを理解し、檢察のあり方につ
いての正しい考へ方を持つてもらう。そ
れには実務を通じてという方法に
よつて理解を得させるというところに
あるのでございまして、もし疑義があ
るために効果が上がらないといふこと
になりますならば、これはもうわれわ
れとしても固執すべきではないといふ
ふうに思つてございまして。ただ、し
かしながら、なるほど拒否した例は
二、三名にとどまるのでございまして、

全体としてそういう疑義を感じてお
る雰囲気があるといふことございま
す。しかし、年々歳々非常にたくさ
んの人がこのような実務修習を受けて
研修所を巣立つておるのでございま
す。私の聞いておられますところでは、
実務修習の中の今の捜査に關する取
り調べ修習につきましては、多数の修
習生の方々が非常に効果があつたとい
ふことを述べておるといふ半面あれも
ございまして、どのように取り扱つて
いくべきかといふことは、私ももち
ろま真剣に検討いたしておるところ
でございます。もちろんこれは研修所
の指示によつていたすことございま
すので、私もがある結論を得られま
したならば、研修所にそのことを具申
いたしまして、研修所として最終的に
は御決定を仰いだ上で実施に移してい
きたいといふ考へでございます。

○亀田得治君 刑事訴訟法の規定との
關係はどうなるのですか。その点を説
明して下さい。

○政府委員(竹内壽平君) 刑事訴訟法
との關係につきましては、先ほど亀田
委員がお述べになりましたのは私全く
同感でございます。刑事訴訟法上の
権限としてこれを修習生が行なうとい
うのではむづろないのでございま
して、刑事訴訟法上の権限に基づき捜査
は、研修生が取り扱います事件につ
きまして、担当の檢察官がその責任を
負うといふ建前を実質的にも形式的に
も全部踏んで処置をいたしておりま
す。それだけに、修習生のほうにしま
れば、何となく昔の檢事時代とは違
まして齒がゆい点があるかと思ひま
すけれども、これは制度の性質上やむ
を得ないことございまして、ただ直

接し紙の上に書いた相手方と対決する
のじゃなくして、具体的な社会の人と
關係者と接觸することによりまして、
捜査といふもの、取り調べといふもの
の質問応答の關係、その雰囲気から出
てくる心証のつかみ方といったような
ものをのみ込んでいたいただきたい。ま
た、その結果に基づきまして講評もい
たします。それからまた、その取り調
べをやつてみた結果の報告のよくなこ
ともこれもなかなか技術的にはむづか
しいことございまして。御承知のと
おり、刑事訴訟法上における檢察官とい
ふものは、一人々々が獨立の官庁み
たいな形になつておられて、上司が指
揮をするといふ、何といひまして、
結局は個々の檢察官が正しい常識と正
しい法律知識、豊富な経験とを持つて
事件をどうつかむかといふところが何
と申しまして基本でございます。し
たが、そういうつかんだままの
状態を上司がよく承知いたしますた
めには、報告におきましても、報告を
余さず漏らさず、しかも短時間で簡潔
にわかりやすくといふことはなかなか
技術的にむづかしい点でございます。
て、そういう点をも取り調べ修習の過
程において修習してもらふといふこと
も捜査実務におきましては大率なこと
だらうといふふうに私は考へておるわ
けであります。

刑事訴訟法との關係につきまして
は、修習生が刑事訴訟法のある職責を
修習過程において果たしていくとい
ふような考へ方は全然持つておりませ
ん、また、形式的にも実質的にもそ
ういふふうな取り扱いはなつておりま
せん。

○亀田得治君 一応の法務省側の御説

明は聞いたわけですが、ただいまのお答えからいたしますと、司法修習生が事実上被疑者にいろいろな質問をしたりする、これは刑事訴訟法外のことだといふふうな御見解のようですね。で、おそらく問題点は二つあると思うのですが、一つは、呼び出された被疑者の了解を得ておしてやっておる、そしてもう一つは、司法修習生が幾ら聞きましても検事がまたあらためて被疑者に聞き直して調書を作っていくのだと、この二つの点をおそらく強調されるんだらうと思います。しかし、そこに非常な疑問があるわけなんです。被疑者というのは、これは大検検察庁へ来る場合には、一般的にはやはり何か押されざる立場の者が多いわけですね。そうでない場合もあるでしょうが、そういう人にもほんとの同意とどうか、これは疑問だと思ふのです。それは形式的には司法修習生にやってもらってけつこうというのが多いのかもしませんが、ほんとの意味の同意というものはそういうところで得られるかどうか。それはかりに検察庁を離れてほかの場所ですらういふことを言ったら、だれもそんなこと承諾しないでしょう。被疑者と目される人だつて、お前何か悪いことしたよなりわさが立っておるが、ひとつおれはお前にちよつと勉強のために聞いてみたいと思ふと、そんなことを言ってみたら、そんなことに同意する者はおりはせぬ。検察庁というそういう建物の中においておはじめてどうせ調べられるのなら仕方がないというふうな気持ちで同意しておるが多かるうと思ふ。そんなものをほんとうの同意と一体見て

いいのか、これは非常な無理な理屈です。同意を得てやっておるというものは、大臣、どうです。常識の問題です。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

亀田さんの御指摘のような点もあるかと思ひますが、また、断わることもできるのではありませんから、修習生にそういう実務修習のために調べを受けるのはいやだと言ふそういう自由もあるわけでありませうから、やはり本人が了承されたものについてそういう行為を行なわせるということには、私は、これは認められていいのじゃないかと思ふのです。しかし、一般論としますと、確かに、検察庁で取り調べを受けるような場合に、検事でも公務員でもないような立場において検事や判事や弁護士が自分で自分を調べておるといふことについて、心から喜んで応じておる人は少ないような気がいたします。

○龜田得治君 やはり大臣はきわめて常識圓滿な方だと私はかねがね思つていたわけですが、それはそのとおりです。

それからもう一つは、下調べだと、こつおつしやるのだな。これはほんとうの調べじゃないのだと、ほんとうのやつはあらためて検事が聞くのだと、そういうふうなやつをおられるようです、現状は、しかし、非常な疑問がわくのは、下調べの際に被疑者といわれる人が何かしゃべります。そのことを司法修習生が書き取ります。ここでやはり一つのワケがでまじやうののだな。被疑者のしゃべること、いやそれは検事のところにいったら修正してもいいんだ、検事は検事として別個に聞く

だといふ説明はなされておりますが、事実問題として、それは私は無理だろつと思ひます。そういう場面もおそらくあるでしょうが、さつき司法修習生がこつ言つたからこつしておけということが私はほとんどじやないかと思ふのです。それなりにありますと、なるほど形は下調べであつて、刑事訴訟法の調べじやないんだと、こついうふうな説明はされております。おりますが、そこに、私は言葉だけの説明では納得できないものがやはり感ぜられるわけなんです。この点、大臣、どうです。そういう感情を私たちは持つわけなんです。これも常識で言つて下さい。この常識が大事なんだ。

○国務大臣(中垣國男君) 私は、原則として、司法修習生が実務実習をするといふことは、非常にいいことだと思ふのです。ほんとうに、そこで、いろいろ政府側の意見も、あなたの御意見を聞いておりました、何かやはり足りないものが感じられるのです。むしろ、修習生が実務実習のできるようにな、そういうことを明らかにしたほうがいいのじやないか、制度で、そういうことを実は非常に強く印象を受けるわけですが、今やっておることを法務大臣がこれはけしからぬことだといつて申し上げることも一方できないので、どうもほんとうの公務員でもないけれど検事でもない人がただ実習といふだけでなるほど被疑者や参考人を調べるといふことは、それはいかに実習とはいひながらやはり何かしらそこに私にも疑問を感ずるのです。だから私も疑問を感ずるのです。だから私も疑問を感ずるのです。だから私も疑問を感ずるのです。

○龜田得治君 一足飛びに今度は最初のほうはなかなか常識圓滿でいいわけですが、どうもあとのほうの解決策がこれはちよつと慎重を要すると思ふのです。この問題は、この必要性和いふ点について先ほどからなる最高裁も法務当局もおつしやるわけですが、この点をもう少し検討してほしいと思ふのです。なるほどそれはやらぬよりやつたほうがいいことは私もわかるわけです。わかるわけですが、それしか道がないのか、それをやらなければ検察官としての非常な大きな欠陥が出てくるのかといふことをもつとやはり真剣に検討してほしい。だから、よく医学のインターンのことが例に出されるわけですが、これもそれはやはりだいふ性格が違ふように私は思ふのです。医学の場合ですと、あれは実際に手をつけなければだめだ。だれが考えても、理論だけで人のからだをんかさわれるものじやない。しかし、被疑者を調べるとかなんとかいふことは、これは何もそんなわづかしいことじやない。大体人とは、いつもわれわれしゃべる動物なんですから。しゃべりゃしゃべっているんだから、聞いて

たり聞かれたり。ことに司法修習生にでもなろるかといふ人は、常識的にも知識的にも普通よりレベルが高いわけですからね。そんなあなたの手に入るよりにちよつとそこまでやつていなければしゃべり方もわからぬと、そんなにかげたことは絶対起こらぬじやないか。だから、医学なんかのああいふインターンなんかの場合とこれは非常に違ふ。そういう点。

それと、もう一つは、たとえば大学の法学教授であれば、そんな実地も何もなくなつて検察官、裁判官、弁護士になれるわけでしょう。これは一つの極端な例ですけれども、そういうものですよ。それはあなた、人を調べるのがそんな検察官の経験がなくてもよほど上手な人もたくさんいる、普通のしるうとでも。大体、人間といふものは、これはしゃべる動物なんだからね。そこをひとつ考へてほしいのです。

それと、もう一つは、医学の場合には、それは本人のためになることをやつているわけなんです。だから、ちゃんとその医学部の教授なら教授がきつちと掌握してそうして本人に有益になる方向でやつているわけですね。だから、したがって、病人もそこをちゃんと信頼して行つておられるわけですよ。ところが、被疑者の場合は、これは逆なんです。まさしくこれは正反対。したがって、こついう被疑者の問題については、憲法でもあるいは刑事訴訟法でもきつちとこれはやつておるわけですよ。調べる人はだれ、調べる方法はどつういふ方法、これはきつちと書いておるわけですよ。法律に書いてないことはなんにもやれぬといふこと

方がそれぞれ判事や検事や弁護士になられて非常に実習がよかつたと言つて喜んでおられるといふことを聞いているのであります。そういう点からみると、修習生自体も顧問を持たぬようになつてたといふ同意したとはいひながら調べを受ける人が不快になるようなこととでしたら、そういうことのないように何かそこに私新しい考へ方でも制度でも作つたらうまいといふのじやないか、こついうふうな考へます。

それと、もう一つは、たつて大学の法学教授であれば、そんな実地も何もなくなつて検察官、裁判官、弁護士になれるわけでしょう。これは一つの極端な例ですけれども、そういうものですよ。それはあなた、人を調べるのがそんな検察官の経験がなくてもよほど上手な人もたくさんいる、普通のしるうとでも。大体、人間といふものは、これはしゃべる動物なんだからね。そこをひとつ考へてほしいのです。

はないじゃないかというような議論もよくあるわけですが、それはよくもかく、被疑者の人権という問題については、やはり法律に書いてあるとおりにこれはやっていかなければ困るわけです。だから、そういう二つの面を考えていただきまして、必要不可欠というふうにこのことを考えているのかどうか。あつたほうがいいという議論は僕らもよく聞くし、その合理性というものも全然わからぬことはいわゆるです。しかし、必要不可欠なものでもないというところも私にはまた言えぬんじゃないか、こういうふうに考えているわけですが、この必要々々というものが絶対なものか。そんな絶対というものは世の中にもないし、それほど強いものでもないんだ、あつたほうがいいという程度のものでないか。その根本的な認識は一体どういふふうに大臣はお考えになっているかどうか。

○国務大臣(中垣國男) 実務実習中にそういうたとえは被疑者や参考人の同意を得て調査や聞き取りをするというところそれが絶対かどうか、これは私も絶対というところはどうかと思つてあります。私はやはり非常に必要なものだと思つてます。なぜかといふと、これらの人々がやがてそれぞれ国家試験を通りまして検事、判事、弁護士になる。特に検事になった場合に、その人はもう独立した一個の検事としたしまして今度はほんとうにその職務を行なわなければならないのであります。ところが、どうも実務実習も受けたことのないようなそういうことではほんとうに相手が納得のできるような取り調べができるものだらうかどうか。むしろそういう程度高度なこ

ういう専門的な知識と申しますか、体験と申しますか、そういうことを通じてほんとうの検事になる。それであつてこそはじめて相手の人権を尊重しながら取り調べができるのであつて、そういう体験や経験のない人は、やはり検事になつてそういうことをした場合は、かえつて調べを受ける側からいふとたいへん不快な迷惑になるのであつて、できるだけそういう実務の修得のためには実際に当たつて体験をしていただく。私は、できるなら制度の中にそういう法律を置いたほうがはるかに職責を果たし得る検事ができる、こういうふうに考えます。

○龜田得治君 まあ法務大臣は現在やつているのは無理だということをおお体験の中でおお考へになつておられるので、そのために、むしろはつきり法律で定めたらどうかというふうな言葉が再々出ているようでありまして、これはよほど慎重に考へてもらつて、これは刑事訴訟法に対する大きな例外になつてくるわけですから、これは重大な問題だと思つておられます。たゞ今、司法研修所の所長のほうに、修習生のほうから要望が具体的に提示されているわけですね。私はこれを拜見して、なるほどこういう方法でもこれはいけるんじゃないかという感じを強く実感は持つているわけなんです。

それを申し上げますと、修習生は、まず、司法警察職員から送致されてきた一件書類をよく調べる。で、調べた上で、検査段階ではだれとだれを呼び出したほうがよからうか、あるいは、どういふ点に重点を置いて取り調べるべきか、そういうことをこの警察の書類を基礎にして研究する。そして自分

の案ができます。できたのを自分の担当の指導検事に報告して、自分はこういうふうな方法でやるべきだと思つて、指導検事が、いや君の考へはこの点はいいが、ここはこういうふうにするべきだといふふうに注意を与える。そこで、次は、被疑者、参考人を検事が呼んで調べる段階は、自分たちは検事がやっているのを横で傍聴する。これでいいのではないか。そういう前段の作業があれば、はあなるほど検事さんはこういうつもりでこういうことを聞いているんだなというところがそこをわかつていくわけですね。そして、検事の正式の調べが終わつたあと、試みに供述調書の起案というものを修習生が作つてみて、こういう格好の供述調書でどうだろかというふうにもう一度検事に見せて指導を受ける。こういうふうにしてもらへぬか。ともかく刑事訴訟法にない捜査官でない者が被疑者にみづからタッチする、人権をやがたく言う場所においてそういうことをするのは耐えられぬというところ、こういう具体的な提案をしてい

るわけですね。私はこれでいけると思つておられます。みなほんくらじやないんですから、優秀な諸君ばかりがそろつておられるんですから、自分がみづから被疑者に対して発問してみなければわからぬというより、そんな者はおりませんよ。それは実際に発問してみると若干の違いはあります。それは捜査官でないんですから、仕方がない問題なんです。

もう一つは、実際にそういう方が検察官になりますれば、今度大げらに堂々と調べられるわけです。だから、そ

れだけの素養を持つてきている人です。から、修習生時代にへつぱり腹で四ヶ月やっていると、それは一月か二月でしゃんと一人前になつていきますよ。そういうふうには私はもう確信しておられるんです。若い人は早いですが、よしやろろというところになれば、一月でも完成していくと思つておられます。それをまるでぬるま湯にほり込んでしまつて外へ出ることでもできぬ、じつとしておられるわけにもいかぬというふうな、こんなことは、何と申しますか、一度これは始めたんだからそう簡単にあとへ引くわけにはいかぬというふうな何か感情的になつておられるような感じすらも受けるわけです。ほかに方法がないなら別ですよ。こういう具体的な司法修習生の提案もありますし、それからさらさら翻つて、私が今申し上げたように、正式に任官されてやれば、それは一月ぐらいで取り返しますよ、そんなものは。いや検事が足らぬときに工合悪いという意見もあるかもしれぬが、それは検察官の数の問題は数の問題で、これはまた別個に検討すべき重大問題なんだ。あれもこれもごっちゃにしないで、この点はひとつ疑義が出ぬようにすつきりしたことでおやり願いたいと思つておられます。どうでしょうかね。法改正など要らぬわけなんです。

○国務大臣(中垣國男) ただいま承つておりましたも同じように私もよくわかるのであります。結局、実務実習のやり方といふことは、そういう内容の問題だと思つておられますが、私は、まあ十数年やつてきた制度であるからといって、どんな欠陥がそこから出てきてもこれを取り除かないと、そういう態度等は全然実はずつていない

のでありまして、ただいまの御意見はたいへん私は傾聴に値するものがあると思つておられます。で、そういう問題等につきましても、法務省も最高裁判所のほうも申しますか、司法研修所と申します。当然のこととして検討いたしました。やはり現在の制度をよりよく前進せしめると、こういうことがほんとうだらうと思つておられます。

○龜田得治君 こういうことも聞くことがあつておられますが、実際はどうか、ひとつこれは刑事局長からお答え願いたいと思つておられますが、現在のやり方は、小さな検察庁と大きいところと多少違つておられるが、東京、大阪等は、大きな部屋に修習生を二、三十名入れて、一つの部屋を作つて、そこへみんなを並べて、そして指導検察官が二、三名の同じ部屋におられるわけですね。それで、被疑者が来ると、これは司法修習生がひとつこの人に下調べしてもらつて、こう言つておられておられるから、こう言つておられておられるから、お上りになるとまた担当の検察官のところへ行って今度はほんとうに調べる、こういうやり方をとつてい

るわけなんです。で、私は、効果から見ても、どうもあんな特別な部屋にほり込んでおくのはどうかと思つておられます。それよりも、実際に活動しておる検察官は一人ずつ部屋を持つておられるから、その部屋へずつと配つて、そしてそこで検察官が実際のなまのやつをやつておられるのを見たり聞いたりして、これのほうはよほど勉強になるのではないか。しかも、いろんな検察官にもつとタッチできる。だから、今のやり方がいいんだというところを考へてほしいんです。そ

ういふことを考へてほしいんです。そ

うことを言うておる修習生もずいぶんあります。それは、もつといろいろなことにタッチしたいと思ふんだがと。それはまあ修習生の希望どおりにあつち行きこつち行き、そんなことはできぬでしょうが、そういうふうにやればこれはもつとあの要綱の検察官として必要な心がまえを体得させるほんとうの意味に私はなろうかと思ふんです。

【委員長退席、理事後藤藤隆君着席】

ところが、それをさせぬのはなぜかという問題。やはり検察官の中には被疑者などをとりつたりいろいろしているのがあつたらしい。そういうところをあまり見せたくないというふうなことから、どうも何かわれわれだけこう一つの部屋へ閉じ込められて、ある意味ではほかを見せられないわけですね。これじゃ実態把握できぬじゃないでしょうか。逆にそんなことすら言われていくんですよ。これは多少ひねくれていくかもしませんが、しかしまあそういうことがやはり批判されているわけですね。そのほうがいいのじゃないですか。裁判所などは大体そういう格好ですが、刑事局長どうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 東京、大阪のような大きい検察庁では、たくさん修習生を一度にお預かりするわけでございます。今お話しのように一つの大きな部屋に大ぜいの人が一べんに入つて修習する期間がまあ四カ月のうちの一カ月近く、四分の一ぐらいの期間があるのでございます。そうしてまた、そういう場合には、今御指摘のようないこともあろうかと思ふのでございますが、これは個々の検事の部屋へ預かつて個々の検事が個別に指導する

というやり方もあるわけで、一つの部屋に皆集めなければならぬことではないわけでございますが、個々の部屋に預かつた場合はどうだろうか。個々の検事が毎日たくさんさんの事件を受けているのですから、専門に指導官として絶えず指導にはかり時間を費やすわけにいかんというふうなこともございまして、それよりもさらに、そういうことが望ましくても、実際問題としてできにくいことは、今、常務として検事が果たさなざるならぬ事件が次々と非常に来るものですから、そのために個人の検事の部屋へ入れますと、非常にうまく指導を受けるチャンスをつかむ修習生もあるかと思ふと、また、検事がほとんど自分の仕事に取りかかると、与えられた期間にほとんど指導らしいものを受けられないというふうなこともあり得る。そういう点をいろいろ考えまして、まあ平等にできるだけ同じような方式の修習を受けさせようというところで、自然に大きな部屋へ入れ、しかも専門の指導係検事を任命しまして、もっぱらそれに当たる検事を作る、そういう指導させるというふうな方式にだんだん実際上の必要からそう変わってきたと思ふのでございまして、また一面、今おっしゃる通りに、そのためにわざと検察庁の窓口をそこへあけておいてほかのところは隠しておくんだというように勤められる向きもあるようございまして、そういう趣旨じゃないということ、東京地検あたりでは、個別指導のような形をとつて個々の検事に何日か振り当てて指導させるような仕組みもついているようございまして、まあその実績なども私も聞いてみたのでございまして、そうなる

と、なかなか来る部屋へ修習生もめんどうがつて来ない人がだいたいおつて、こつちは手ぐすね引いて待つているのとどうも来ないでそのままになってしまつたというふうなことで、なかなかうまくいかないというところで、あれこれいろいろ一定のワクの中ではありませぬけれども、どうしたらうまく効果的に修習ができるかということに苦心しているようございまして、今御指摘になりましたようなものもあつたけれども、絶対的なものとは私も考えておりませぬし、相対的なものだと思ひますので、それらをすべて含みまして私どもとしては、今、再検討をいたします。検討を加えている段階でございます。そういうわけで、個別指導もけっこうございまして、個別指導をやりますと、また一面、修習生にとつて必ずしも利益でないような、不公平ということ、アンバランスもそこに出てくるというふうなことがありまして、どうしたら一番いい方法であるだろうかというところを、今、いろいろ大きな地検、小さい地検、それぞれにつきまして検討いたしている状況でございます。

○政府委員(竹内壽平君) 東京、大阪のような大きい検察庁では、たくさん修習生を一度にお預かりするわけでございます。今お話しのように一つの大きな部屋に大ぜいの人が一べんに入つて修習する期間がまあ四カ月のうちの一カ月近く、四分の一ぐらいの期間があるのでございます。そうしてまた、そういう場合には、今御指摘のようないこともあろうかと思ふのでございますが、これは個々の検事の部屋へ預かつて個々の検事が個別に指導する

と、なかなか来る部屋へ修習生もめんどうがつて来ない人がだいたいおつて、こつちは手ぐすね引いて待つているのとどうも来ないでそのままになってしまつたというふうなことで、なかなかうまくいかないというところで、あれこれいろいろ一定のワクの中ではありませぬけれども、どうしたらうまく効果的に修習ができるかということに苦心しているようございまして、今御指摘になりましたようなものもあつたけれども、絶対的なものとは私も考えておりませぬし、相対的なものだと思ひますので、それらをすべて含みまして私どもとしては、今、再検討をいたします。検討を加えている段階でございます。そういうわけで、個別指導もけっこうございまして、個別指導をやりますと、また一面、修習生にとつて必ずしも利益でないような、不公平ということ、アンバランスもそこに出てくるというふうなことがありまして、どうしたら一番いい方法であるだろうかというところを、今、いろいろ大きな地検、小さい地検、それぞれにつきまして検討いたしている状況でございます。

【理事後藤藤隆君退席、委員長着席】

と、なかなか来る部屋へ修習生もめんどうがつて来ない人がだいたいおつて、こつちは手ぐすね引いて待つているのとどうも来ないでそのままになってしまつたというふうなことで、なかなかうまくいかないというところで、あれこれいろいろ一定のワクの中ではありませぬけれども、どうしたらうまく効果的に修習ができるかということに苦心しているようございまして、今御指摘になりましたようなものもあつたけれども、絶対的なものとは私も考えておりませぬし、相対的なものだと思ひますので、それらをすべて含みまして私どもとしては、今、再検討をいたします。検討を加えている段階でございます。そういうわけで、個別指導もけっこうございまして、個別指導をやりますと、また一面、修習生にとつて必ずしも利益でないような、不公平ということ、アンバランスもそこに出てくるというふうなことがありまして、どうしたら一番いい方法であるだろうかというところを、今、いろいろ大きな地検、小さい地検、それぞれにつきまして検討いたしている状況でございます。

と、なかなか来る部屋へ修習生もめんどうがつて来ない人がだいたいおつて、こつちは手ぐすね引いて待つているのとどうも来ないでそのままになってしまつたというふうなことで、なかなかうまくいかないというところで、あれこれいろいろ一定のワクの中ではありませぬけれども、どうしたらうまく効果的に修習ができるかということに苦心しているようございまして、今御指摘になりましたようなものもあつたけれども、絶対的なものとは私も考えておりませぬし、相対的なものだと思ひますので、それらをすべて含みまして私どもとしては、今、再検討をいたします。検討を加えている段階でございます。そういうわけで、個別指導もけっこうございまして、個別指導をやりますと、また一面、修習生にとつて必ずしも利益でないような、不公平ということ、アンバランスもそこに出てくるというふうなことがありまして、どうしたら一番いい方法であるだろうかというところを、今、いろいろ大きな地検、小さい地検、それぞれにつきまして検討いたしている状況でございます。

たと言つております。何じゃおまえら、若いくせにおとなみたいなことを言ふなと私から注意を逆にしておきまして、しかし、腹の中ではみな何か矛盾を感じているのです。それで、そのために検察官の志望者が少ないのかどうかわかりませぬけれども、私は相当影響をされているのじゃないかと思ふのです、そういうこともよく裁判官、検察官は月給さへ上げればどうも御意見はずいぶんあるわけですから、もし、若い人はもつと純粋ですわ、それ、何かごたごたしている、よけい検察官のほうへ回つて来ん、そういう感じは実はしているわけなんです。それは月給が安くて不意義のあるところなら行こう、やはりそういう気持です、若い人は、あまり月給々々ということ言われると、非常に何か真意が誤解されているようなことで、非常にやりやうに憤慨して言われる方もありますね。まあこの間の司法制度調査会等でもそういうふうな問題があつたわけですから、そういう立場からいってこれはひとつも少し考えてほしいわけなんです。

○田田得治君

も一つは、今札幌の地検で、実際に柴田五郎君、この人が、大ぜいの人がみんなやむを得ず取り調べ修習を受けている中で、一人だけが受けていないわけですね。一体これは受けていないのが正しいのか、がんばつて受けていないのが正しいのかというところになる。これは私は数の問題じゃないと思ふのです。あいつは左がつかつていないのか、それはそんな問題じゃないのですよ、そういう人たちの真情を聞いても、だから、従来そういうことがあつた場合も、うやむやでその期間を過ぎしてしまつていくわけですが、そういうまじめにこの筋のことを考えている人にとつて、はなはだ私は気の毒だと思ふ。これは処分もできませんわな、柴田君が拒否しているからには、この最高裁の司法修習生に関する規則十八条に罷免事由などを書いてありますけれども、これは、当然やるべきことをやらない、なまけていて、それはもちろんこれに当たるでしょうが、これはほんとうの修習をしたと思つて、そういうことで悩んで、しかし、それはやれない、自分は法律で一生立つんじやからというので行き詰まつているわけですか、大臣。

も一つは、今札幌の地検で、実際に柴田五郎君、この人が、大ぜいの人がみんなやむを得ず取り調べ修習を受けている中で、一人だけが受けていないわけですね。一体これは受けていないのが正しいのか、がんばつて受けていないのが正しいのかというところになる。これは私は数の問題じゃないと思ふのです。あいつは左がつかつていないのか、それはそんな問題じゃないのですよ、そういう人たちの真情を聞いても、だから、従来そういうことがあつた場合も、うやむやでその期間を過ぎしてしまつていくわけですが、そういうまじめにこの筋のことを考えている人にとつて、はなはだ私は気の毒だと思ふ。これは処分もできませんわな、柴田君が拒否しているからには、この最高裁の司法修習生に関する規則十八条に罷免事由などを書いてありますけれども、これは、当然やるべきことをやらない、なまけていて、それはもちろんこれに当たるでしょうが、これはほんとうの修習をしたと思つて、そういうことで悩んで、しかし、それはやれない、自分は法律で一生立つんじやからというので行き詰まつているわけですか、大臣。

ら、従来そういうことがあつた場合も、うやむやでその期間を過ぎしてしまつていくわけですが、そういうまじめにこの筋のことを考えている人にとつて、はなはだ私は気の毒だと思ふ。これは処分もできませんわな、柴田君が拒否しているからには、この最高裁の司法修習生に関する規則十八条に罷免事由などを書いてありますけれども、これは、当然やるべきことをやらない、なまけていて、それはもちろんこれに当たるでしょうが、これはほんとうの修習をしたと思つて、そういうことで悩んで、しかし、それはやれない、自分は法律で一生立つんじやからというので行き詰まつているわけですか、大臣。

○國務大臣(中垣圓男君) 答えたいいたします。

今の実務修習はどこまでも実務修習だということ、先ほど来刑事局長や最高裁事務局長の答弁いたしました範圍から考へても、特別違法行為を修習生にさせているわけではない。ただ、先ほど柴田先生が御指摘されるようないろいろな議論がそこにあるということが現状だろうと思ふのです。ところが、研修所に入つた修習生は別に違法行為を教えられておるわけでもないのに、自分だけの主観でそれを拒否するといふ考へ方は、私はそれは人間的にもよくないと思ふのです。むしろ、法律のことをよく知りませぬが、どうも法律以前の問題ではないかと思ふ。そういうことをするといふことを知つて試験を受けて、しかも一般公務員よりも高い国費を毎月々々もらつてそういう修習をしておりなが

ら、従来そういうことがあつた場合も、うやむやでその期間を過ぎしてしまつていくわけですが、そういうまじめにこの筋のことを考えている人にとつて、はなはだ私は気の毒だと思ふ。これは処分もできませんわな、柴田君が拒否しているからには、この最高裁の司法修習生に関する規則十八条に罷免事由などを書いてありますけれども、これは、当然やるべきことをやらない、なまけていて、それはもちろんこれに当たるでしょうが、これはほんとうの修習をしたと思つて、そういうことで悩んで、しかし、それはやれない、自分は法律で一生立つんじやからというので行き詰まつているわけですか、大臣。

ら、そういう制度があることを知って
おって入っておりながら、入ってし
まっから、おれはそんな修習をやら
んとしようなことは、純粋かどうか
知りませんが、私は若干人間並みは
れた純粋さだと思ひまして、別にそれ
を落第するとか懲罰するとか、そう
いうことは私はよく存じませぬけれど
も、あるいはそういうことはしやな
らんのだらうと思ひますけれども、で
きるだけその人にも、ひとつもう少
温厚に考えて、いろいろ議論があるの
だらうけれども、今の制度なんだから
これはやはり修習をしてくれといつて
上の人もよく言ひ聞かせ、本人も納得
して実務修習をされることかいいと思
ひます。ただ純粋であるからとい
うだけでは今日の段階では通らんのじや
ないか。この制度にいろいろ疑義があ
ることは、私も龜田先生の御意見を聞
いておつてほんとうにそう思ひの
です。だからといって、今すぐどうも龜
田先生や中垣法務大臣も疑義があると
言つておるから、おれは絶対受けん
といふようなことは、私はこれはもう少
し本人にもおとなになつていただき
いと、こういう氣持がしております。

○龜田得治君 これ最終的な総括は
最高裁になっておるわけですが、事務
総長、どうなんでしょう、今の点。
○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)
罷免事由といつたしましては、御指摘
のとおり司法修習生に関する規則十
八条があります。そのうち、つまり修習生
が最高裁判所です。この方法で修習す
るようになつておるのに、それを拒
否するといふようなことは、おそらく
こういう規則をこしらへましたときに

予期しておらないことじやないかと思
うのでございます。したがつて、その罷
免事由になるかどうかといふことは、
この十八条の解釈問題になると思ひま
す。もしそれに当たるとすれば、二号の
「修習の態度が著しく不真面目なとき」
といふようなところに当たるとはじやな
いかと思ひますが、しかし、それもこ
れから十分研究してみなければなりま
せんし、それからその拒否の具体的な
状況といふようなものも調査してみな
ければなりませんので、すぐそれが罷
免できるかどうかといふことはひとつ
答を保留させていたいただきたいと思
つております。

○龜田得治君 とにかく国のやつてお
ることでもそれは良心的に困ると
相手方から言われて、そうしてこの処
置に困るような問題なんです。それは
無理だからさういふことになる。だか
ら、ほんとうにこれは一刻も早くこん
な取り調べ修習なんといふのはやめ
て、それにかわる——私は檢察官の修
習をそんなに軽くせいといふのではな
い。それにかわるもつとさういふこと
は従来の子などにとらわれな
いでやはり作り上げてほしいと思ひの
すね。さうしませんとこれはもうとき
どきぼつぼつと今後とも出てきます。
それは必ず出ると思ひます。たくさん
の修習生で、特に法律関係をやつてお
る人だから、特別変わった強硬な意思
を持つておる人に必ずちよいちよい
と出てきます。いつまでたつても片づ
かない。

るわけなんです。それで、安倍さんの
意見等もあつて、ともかく現在はやり
方はだいたい改まつておるわけござ
います。いずれにしてもこの取り調
べ修習をやらなければ檢察官になれぬ
といふものじやないわけ、消極的
だつたと聞いておるのです。それが、
安倍さんが、まだ研修所長をやつた
い、自分もつとこの年になつて後進
の育成、養成のために尽くしたいとい
う氣持があつたように私は聞くので
す。その人を無理やりに最高裁がやめ
ました。どうもこの取り調べ修習など
について若い者の、修習生の意見など
を聞き過ぎるといふたふうなところへ
いったのじやないかと思ひわけです
が、さういふことが若干言われてお
るわけです。安倍さんは決して若い者の
意見を聞くとかさういふ意味じやなし
に、安倍さんなりにはやはり正しい修習
のあり方という立場から考へていたと
思ひます。それがあなた詰腹を切ら
されて、あとの研修所長もまた安倍さ
んがやめたときにはきまつておらな
かつた。後任者もきまつておらな
かつた。ああいう若い人を預かつてお
る場合には、すぐ後任者をきめなければ
だめです。それくらいにしてかわる
べきものならかわる。後任者もきま
らぬような状態は去年詰腹を切らしたと
いふふうに僕らは聞いておりました。
この問題と関連して実ははなはだ不倫
快に思つておるわけですが、いやそん
なことじやないのだといふようなこと
でありますれば、この際その疑いを解
いてほしいわけなんです。どういふ
きまつてあの所長の更迭があつたの
か。本人はまだまだやりたかつたろう

と思ひわけなんです。裁判官関係の人
はそんなに強制的に人をかえるとかな
んとかそんな伝統はこれはないはずな
んです。事務総長、どうなんでしょう、い
きまつては、真相をひとつ明らかにして
もらいたい。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)
安倍前司法研修所長がやめられまし
たことは、修習問題に別に関係はござ
いません。
それから、その当時に研修所長がき
まつておらなかつたではないかとい
うお話でございますが、これはいろいろ
な事例もございまして、まだその
前任者がおられます時分に後任をい
ろいろと選考をし折衝をするといふよ
うなことは、場合によりましてやるの
が適當でない場合がございまして、
やめられたあとです。研修所長がやめ
られたときも、今正確に覚えてお
りませんが、さう長い間空白になつて
はおらないと思ひます。ただ、一般的
に申しますと、裁判所の後任人事とい
うのは非常におそいことになつてお
りますが、これは今たくさん事件をかか
えておりました。ことに中には相当長
い間審理をしてきたような事件をかか
えておりました。急に転任の交渉なんか
を受けます。やはり最小限二週間に
ぐらゐ、長いときは一カ月あるいは
り少しといふような場合もございま
す。これはさういふ人事を急速に補
充するといふことと事件の処理とか
ね合ひできることとございまして。で
すから、外部からごらんになります
と、やめればすぐ後任者が発令になる
といふふうになつておられませんので、

はなはだその間隙があるようにお考
えかもしませぬけれども、さうい
う特殊の事情があるのございまして。
○龜田得治君 しかし、まあ安倍前所
長がやめたくないといふ氣持であつた
こと、にもかかわらず最高裁当局から
何とかの際やめてくれぬかと言つて
いったことは事実なんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)
御本人も相當の期間お勤めになつた
もので、さういふ御希望——御希望といひま
すか、さういふ御意向もあつたことは事
実でございます。
○龜田得治君 それは皆さんのほうか
らやめてくれといふようなことを言
うんだから、それは最終的にはさうな
らなければ手続がでないわけですか
らさうなつたわけでしょうが、非常に
修習生の方々は、研修所の所長といつた
して、私たちは非常に打つてつけじや
ないかといふ感じは持つていた
わけなんです。いろいろ法律のことも
詳しいし、同時に多少ゆつたりとした
態度でいろいろ相談にも乗つてや
る、さういふことで、修習生から非常に
慕われておつたわけなんです。それをな
げ更迭するの、全く私たちがその点が残
念なんです。あの方はどういふ方か
私はよく存じませぬ。あるいは安倍さ
ん以上にさういふ点でいい方ならそ
れはけつこうですが、何か問題になつて
おる取り調べ修習に關連があるよ
うな感じもしておるものだから、所長を
更迭してひとつ今度は取り調べ修習を
強行していきんだ、文句を言ひやつは
もうはらり出してしまふのだといつた
ようなさういふ考えでもお持ちではな

いかというふうな疑いを持っておるわけなんです。そういうことはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)

外部的にはそういうようなことをおっしゃっておる方がおられるように私は聞いておりますが、私もそういう点ではもちろん関係してあります。そういうことはございませぬ。それからこの際人をかえて修習生の檢察事務の取り調べというふうな問題を一挙に解決しようとして、そういうようなことは全然考えておりませぬ。安倍前所長も六十五才で定年の段階になりました。それから四年間お勤めになったのでございませぬから、そういう事実から考えましても、そう外部からお考えになるような事情はなかつたということをお察願いたいと思ひます。

○龜田得治君

それでは、最後に、先ほどの質問の中で私修習生に公判廷で起訴状を朗読させたというところをちょっと申し上げたのですが、そういうことは聞いておりませぬか。私ちょっと耳にしたものから聞いたわけですが、そういうことになるとだんだんだんだん拡大していく格好でして、たいへんなことになる。そんなものをほついたら、今度は裁判官が足らぬ場合、横に修習生をすわらしておくといいことになりかねぬわけで、そうなつたら訴訟法も何もない、めちゃくちゃですよ。その点と、指導要綱——私は部分的にしか引用されておるようなどころしか見ておりませぬものから、それ全文をひとつ資料としていただきたいと思います。これはお願いしておきます。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 事実あつたかどうかということは、もちろん調査しなければわからないこととてございませぬけれども、司法修習生に公判廷において起訴状朗読をされたということは、まずあり得ないことだと私は考へております。公判廷においては非常に厳格にそういうことをやっておりますから、まあ私なんか長く裁判事務をやっておりますが、檢察官がいろいろ法廷における関係人の供述を録取したいというふうなことで事務官をわきに連れてくるというふうなことにしても、弁護人から非常に異議が出て問題になったこととてございませぬし、それからまた逆に弁護人のほうからそういう人を連れてくる場合にまた問題になつたようなことも私の場合にはあるのでございませぬが、そういうふうな疑義のあるような行為は裁判長としては許さないと確信しております。

○龜田得治君

資料はひとつ……。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)

資料のほうは承知いたしました。

○委員長(鳥島徳次郎君)

ただいま警察庁の宮地刑事局長が出席されました。

○委員長(鳥島徳次郎君)

次に、岩間委員から、地方選挙の違反取締等に関する件につきまして質疑の要求がありましたから、これを許します。

○岩間正男君

四月の地方自治体の統一選挙が始まろうとしておるのでありますが、そういう問題をめぐりまして最近非常に選挙違反の事実が摘発されております。特に大きな問題になっておりますのは、青森県の尾上町におけ

る町長選挙で大がかりでしかも無資無選挙違反が起つておる。大量の逮捕者、検挙者を出している事実があるのてございませぬが、この経過について警察庁に今まで届けてこられた全貌を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地直邦君)

ただいま御質問の青森県の尾上町の選挙につきましては、この選挙は、一月十六日告示、一月二十三日の投票になつておる選挙でございませぬ。一月十四日に至りまして山口氏から告訴状が出されまして、一部に買収の事実がある、また、一部には物品供与の事実があるというて、証拠品とともに告訴状が出されましたので、警察におきましてはこの告訴状を受理いたしました。もちろん、これらの事実につきましては、警察におきましても、選挙の公明化のために違反がありやなきやということをあらかじめ内偵をいたしておつたところでございませぬが、告訴状も出ましたこととてあり、この捜査を今までいたしましたところ、告訴状に記載された以外の事実等も含めまして、現在のところ相当の違反者を検挙いたしておるのてございませぬ。

○岩間正男君

これは、三名立候補いたしておりましたが、そのうち、当選された者につきましては、現金買収並びに今告訴状に出ましたような砂糖等の物品供与の事例等がありました。現金買収につきましては、四十八名を検挙し、うち三名は強制捜査をいたしておるのであります。さらに、物品供与につきましては、逮捕者八名を出しておるのであります。

○岩間正男君

それから一方の落選のほうにおきまして、一部の者に関しましてよろし

きその他を頒布しておる事実がございませぬので、八十八名を検挙してございませぬが、うち二名は強制捜査でございませぬ。

○岩間正男君

全林逮捕されたのが何人ですか。それから検挙されたのは何人ですか。これは、葛西派ですか山口派ですか。二人の候補の関係が非常に多く出されておるのですが、それぞれどれくらい検挙者を出しておりますか。

○政府委員(宮地直邦君)

葛西派におきましては、検挙者四十八名、うち強制捜査三名、これは現金買収の分でありませぬ。なお、物品供与の分につきましては、検挙者二百五十三名、逮捕者八十八名でございませぬ。それから山口派につきましては、八十八名を検挙し、そのうち二名を強制捜査にいたしておるのてございませぬ。

○岩間正男君

あまり前例を見ないような膨大なこれは違反者だと思ひますが、あの町は人口たしか一万ちよつとくらいだといふふうな聞いておるので、それから有権者が五千くらいですか、その中で今の御説明でも四百人をこしてはいるので、こういう検挙者を出して、しかも、その中から告発される、こういう事態まで起つておるわけですが、これは警察庁でも御存じだと思ひますが、この町は昨年町会で全国第二番目に公明選挙都市宣言というのをやつた町で、これは御

存じですか。ところが、そういう所でこういう問題が起つておる。で、これは公明選挙推進協議委員会というのができて、そこで、各戸にビラを張つたり、それからチラシを配つたり、公明選挙を推進しようといふので、わざわざ町民大会まで開いて候補者を集め、さらに町会議員なんかそこに参加して、そういうあくまで模範都市になろうといふような宣言までやつて運動した。ところが、そういう中で、公明選挙に名前をかりて部落のいろいろな座談会を開くとか、あるいはまた年末には懇談会という名前を酒を飲ませる。そうしてそのうちに酒を飲んだだけじゃなく、砂糖やふろしきや石けんや、そういうものを配る。こういうふうなことになるので、しかもそれを推進した中では、公明選挙の先に立つてやらなくちゃならない町会議員も何人かこれは摘発されたのであります。こういう事態が起つたのであります。けれども、これはまあ重大な問題だと思ひます。そうすると、公明選挙の現在のこの推進の問題、よくこれがかげ声になつて公明選挙公明選挙といわれておりますけれども、実際は逆にならういふものがある。だから、町では今どういふことを言われているかといふと、混迷選挙だ、あるいは巧妙選挙だ、非常に巧妙にやるので巧妙選挙だ、こういうふうな言われていることを聞いたわけでありませぬけれども、これは間もなく一月後に迫りました統一地方選挙を実施するにあつて非常に重大な問題を含んでいると思ひます。法務大臣、これをお聞きになりましたか。それからまた、こういう事態がどんどん単にこの尾上町だけでな

ん。しかしながら、一部の農村方面、これは全国的ではございません、一部にそういう習慣のあるところもある。また、農村でなくても、工場地帯等においても一定の住宅の集合地等におきましても、これは態様は違いますが、実質的に同様なことが行なわれていることも事実でございます。これらにつきましても、具体的などの県に過去にそういう例があったと、こういうこと事態のないように万全の措置をとってくださいます。

○岩間正男君 これは、警告だけ発して発しっぱなしでは問題は解決しない問題です。たとえば部落にあらいう五十人も酒を飲んだ連中が立っている。人が行っても近づけない。近づけば、ある場合には警察官のまねまじりたそりで、誰何をした。そうして警察の者だといわんばかりにして、そうして部落に入って押しとどめる、こういう事態もわれわれは聞いています。新聞にも書いておられます。そういう事態に対して、どういふふうに対処するか。一体あんなことを認めるのですか。選挙の場合に部落にずらっと並んで猿田彦みたいな顔をしたのが百鬼夜行でやっているあの姿というのは、日本の醜態です。こういうものを認められますか。これについて対処しなければ、この部落民の自由というものを、一人々々の個人の権利というものを守ることは私はできないと、こう

いうふうに思いますが、どうですか。○政府委員(宮地直邦君) 選挙運動が公選法に認められた範囲において自由に行なわれるべきであるということについては、岩間委員の御説のとおりです。これら、いろいろの形におきまして、農村は農村、あるいは他の地方においてはその独特の方法においてこれらの問題について遺憾な点があることにつきましても、われわれのほうは認めており、これを是認しているものではないです。これらにつきましても、その事態に応じて適切に措置をいたす準備もあり、そういうつもりであるのでございます。

○岩間正男君 この趣旨を私は徹底させる必要があると思っております。部落民は、ビケを張るような格好で、全然自由な表現というものを阻止する重い圧力になっておられます。部落民は心理的に非常に影響されるから、もうやはり自分の思ったままの意思を表現することはできなくなっておる。これについて措置するというのは、これが一番勘どころだと見たわけです。これは自分で経験した。むろんこれは単に青森だけじゃありません。こういうことは長野でも、こういうことについて、さかしまか、市で段階でいろいろことごとくあったことがありますが、これは至るところで耳にしました。もう常識になつておるのじゃないですか。こういう事態を、どうしても私たちがあくまで個人の自由を守る立場からはつきりさせる必要があると思っております。法務大臣、どうですか。これは政治的に考えて選挙法の施行のためにも、これに対して具体的に措置をする必要があ

あるのじゃないかというふうな考えをするのですが、いかがですか。○国務大臣(中垣國男君) 今、岩間さんが御指摘なさいましたとおりに、政府といたしましては、選挙の公明化推進のために、多額の予算を組みまして、関係省庁が集まって一生懸命やっておりますわけでありまして、その公明化推進の中に、ただいま言われまじったようなそういうことをさせないための運動だと私は考えております。法務大臣といたしましては立場は、こういう事犯が起きて参りまして、それをどうするかという措置の問題だと思っておりますが、厳正公平な立場で私は選挙違反者に対しては措置していくという方針であります。

○岩間正男君 とういう望ましくもない、ほんとうに封建時代の遺物みたいなやり方について、もっと具体的に措置されるお考えはございませんか。このところは非常に勘どころだと私は思っております。ことに地方選挙は、間近ですから……。○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。今のこういう個々の問題、たとえば青森県尾上町に起きた御指摘のような問題につきましては、おそらく警察も今調査中だと思われ、いろいろなことが検察庁に送られて参りましたならば、そういうときにはやはり当然のこととして制裁措置を行なうわけでありまして、全国的な問題といたしましては、かような封建性を取り除くために一そう政府は努力をしなければならぬと承知しております。

○岩間正男君 ここに青森法務局の見解もあるわけなんです、これは法務局としても、当然権利を守る立場から、これは政治的に処理される。しかも具体的には、最も焦点にあっておるのは、今のような部落に残存する封建性による全く理由のない圧力、生活権まで奪われてくるという、つまり村八分につながるこのやり方、この問題について、これはもっと具体的な処理の方法をお考えになる必要があるし、また、尾上のこの問題を契機として十分この事実を調査して、これについて法を守るために処理されることは当然だと思っておりますが、いかがでございますか。

○国務大臣(中垣國男君) 十分調査をさせます。そうして、それからどうするかというところは考えますから……。

○岩間正男君 それじゃ刑事局長にお伺いしますが、買収総額はどれぐらいと見込んでおられますか。

○政府委員(宮地直邦君) 今、手元に、ある程度の数字はあるのでございますが、今なお捜査完了したというわけはございませんので、この点、御猶予願いたいと思っております。

○岩間正男君 今の調査の範囲でいいですか、どのくらいですか。

○政府委員(宮地直邦君) 一応現金買収の点につきましては、十万円をこえるものと思っておりますが、具体的捜査のまだ完了しない内容でございますから、詳細につきましては御容赦願いたいと思っております。

○岩間正男君 これの出所はどうなつていますか。金の出所は明らかになつていますか。

○政府委員(宮地直邦君) 目下調べております。捜査中の事件につきまして、先ほどもお答え申し上げましたとおり、御了承を得たいと思っております。

○岩間正男君 これは法定選挙費用をはるかにこえるんじゃないかと思うのですが、数百万円あるいは数千万円というふうに言われておる。ある部落のときは根こそぎ買収されている。そして、根こそぎまた検査されておるといふ事態が起こつておるんですから、まことに驚くべき問題です。これについて調査ができましたら報告をいただきたいと思いますのであります。これが日本の選挙の悪循環なんです。こういうふうにも何とんでも一番——私はいくらと申し上げる必要はないのですが、買収、供応という破廉恥罪ですから、こういうものを根絶として今の選挙は組み立てられているこういう事態については、全くわれわれは軽々しく見のがすことのできない問題です。これについてあくまで厳重にこの事態を突き詰めて、そうして日本の今各地に横たわっている全国的な一つの問題になっておるこういうものに対して、対処するかまがえがりますかどうですか。いかがでしょう。

○政府委員(宮地直邦君) 最初に申しましたように、選挙が公明に行なわれますように警察といたしましては適正なる公職選挙法の施行をしておるのでございます。中におきましても、今御指摘のような買収、供応、あるいは選挙の自由妨害、あるいは計画的なる組織的なる軽微の犯罪といえども、それらを理由にした計画的、組織的、票野的な犯罪に重点を指向いたしました、われわれのほうとしましてはあらゆる努力を払っております。

○岩間正男君 これは、出納責任者はどうなつております。

○政府委員(宮地直邦君) 今まで手元に参りました報告におきまして、出納責任者という点につきましての報告はございませんので、調査いたしたいと思ひます。

○岩間正男君 そのすると、だんだん上のほうですね、そういう責任の人に ついては、まだ手が及んでいないとい うわけですか。どういふことですか。

○政府委員(宮地直邦君) われわれのほうへ参りました範囲では、候補者の兄弟あるいは町会議員というところま で捜査が及んでおるといふことで、見 通しその他につきましては、ちよつと 捜査の内容に入りますから、御容赦い ただきたいと思ひます。

○岩間正男君 その告訴された中に 入っているのですか、今の義弟——弟 ですか、候補者の弟あるいは町会議 員、これはどうです。

○政府委員(宮地直邦君) 告訴状の正 確なものが私のほうへ参つてきており ませんので、われわれのほうにおいて は、告訴以外の事実においてそれらの 事実を発見したものだといふ手元の資料 では考へるのでございます。

○岩間正男君 法務大臣、公明選挙都 市宣言までやつて、しかもその推進者 が先頭に立つてこのような腐敗と墮落 の状態を作り出しておる。これは私は 法的にはむろん大きな問題でありませ けれども、もう政治道義上これは許せ ない。世の中を欺瞞するものはなしだ し。これは公明選挙運動などというも のを根本から再検討しなきゃならない 段階がはつきりしているといふことを 考へさせられる問題でありますか、こ れはどう考へられますか。

○国務大臣(中垣國男君) 公明選挙を

推進するといふ方向等につきまして は、従来からやつておつたことになら ない。また検討をいたしましたつけ加へ てやつていけばいいと思ひのでありま す。封鎖性を取り除くといつたよう なことは、単にこれは選挙に関する問 題だけではないのではないかと思ひの でございまして、あらゆる機関を通じ ましてそういう封鎖性除去のためには 努力しなければならぬだろつと思ひま す。御指摘のこの事件に対しましては、 まだ調査のまづ最中のようによ承つ ておりますので、内容等については私 も実はよく存じておりますけれども、 十分厳正公平な措置をしていきたく い、かように考へております。

○岩間正男君 この部落の中で、金屋 八幡崎ですか、こつういふ所では部落、 るみ検査者を出している。それでほと んどの部落民が公民権停止が罰金にな る、こつういふようなことがニュースに 伝えられておる。これは捜査中、むろん警察段階 ではないと思ひますが、こつういふ 深刻な問題にもなつておる。こつう いふ状態があるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) ただいまの 御指摘の氏名につきましては、違反事 實は私のほうの資料にございませぬが、 部落全体云々といふことの具体的な報 告はまだ受けておりませぬ。

○岩間正男君 これを当選した町長が 現在町長の職についておるわけでは ないかと思ひます。ところが、新聞の伝え るところだと、土地の人はこつう言つて いるか。こつういふ町民の声として、 次のようなこととす。「尾上町を天下 の恥さらしにしたのは葛西、山口両候

補の責任だ。四百余人の町民を巻き添 えにして本人たちが安泰なのはこつうし たわけだ。」こつういふことが町民の声 としてもつばら出ている。また、ある 主婦はこつう言つておる。「大量の違 反者が出たのに、候補者などは手が回 らない。四年後には、過去を遠くへ押 しやつて、きれいな公約を並べる。こ の繰り返しが繰り返り、政治自体がよ くならないと思ひます。私たちが無理やりに 前科者の印を押されたようなもので す。両候補に責任はないものだろつ か。」こつう言つておるのであります。 こつういふ汚職の中で生まれた町長とい うのは、一体日本の自治体の中で今後 町長としての職務を執行することがで きると法務大臣は考へておるなりませ ぬか、いかがですか。

○国務大臣(中垣國男君) もし当選し た町長が公職選挙法に触れておりました ならば、当然のこととして法の裁き を受けるわけでありませぬが、その問題 につきましては、まだ具体的に内容を わかつておりませぬので、お答えをい たしかねませぬが、私はどんな選挙でも、 そつういふ選挙違反のなくなることを望 んでいる一人でありませぬ、この問題 について責任をどうこつうかといふわけ にはございませぬけれども、できるだ け候補者は自分の周囲からそつういふ選 挙違反等が出ないよう十分の配慮、 いわゆる法律を守つていくといふそつう いふ精神に徹してもらいたいものだと思 考しております。

○岩間正男君 最終の判決がなされた わけではありませんから、法務大臣も慎 重に御容弁なさつていらつしやると思 います。こつういふ地元の批判の声 が全町を包んでいるのですか。それが

ら被害者たちも今さらながら驚いてい る。こつういふ中で町政を担当する資格 というのは私は全然ないと思ひます。こつう いふ形でまた四年後にこの口をぬぐつ て、そつうしてきれいな公約を並べるといふ ような繰り返しでは何ともならぬ といつて嘆いておるのですけれども、 こつういふ事態について、先ほど調査を するといふことを言われておるのです が、これはほんとうに嚴重にこれは調 査して、日本の今の選挙の中に横た わつておる一つの暗黒をえぐり出して やる。それからまた、この四月の選挙で こつういふところへ陥る危険は十分にあ るのです。もう現にいろいろの問題が 出ているのでありますから、こつういふ 点について嚴重なやはり処置をされる といふことは、これは非常に重大じゃ ないかといふふうに思ひます。この 買収、供託といふのは実に醜い。こつう いふ事態について、もつと地域住民の これに対するはつきりした良心的な行 動ができるように政治的措置をすべき だと思ひますが、いかがでございませぬ。

○国務大臣(中垣國男君) まあ合法的 に当選した町長を単に政治的にどうの こととするのは、これは好ましくない といふのであります。私は専門家の じやございませぬが、リコールとかな んとかいろいろの方法もあるだろつと思 思ひます。そつういふ自治体がとても 通常な形で町村の行政ができないといふ ような場合には、ほかの方法がある といふのであります。で、この問題につ いては、当選された町長がはたして 公職選挙法の違反事実があるかどうか という問題にこれはしほられてくるか

明白にならなければ、この葛西町長が 適当であるかといふこと、こつういふこと を法律の上から見ましても政治的な立 場から見ましてもこつう明らかなに言明 することは私は適当ではないのではな いかと、そつういふふうに思ひます。 で、差し控えたいのであります。

○岩間正男君 われわれの立場もあり ますけれども、大臣はそつういふような 容弁をされておられますが、とにかく日 本の現状の選挙、そつういふものをほん とうに変える、どういふものか、こつういふ 暗黒を打破するんだ、こつういふ立場に 立つて、やはりきせんとした態度で臨 んでほしいといふことです。

もう一つこれに関連して簡単に何 いますけれども、二月二十日の毎日 新聞の伝えるところによりますと、宮 城県の知事選の中で、遺家族団体、療 養者、未亡人などに県知事の名前をい るろろオオルやふろしき、こつういふも のが贈られた。そつうして、それに対し て社会党の八百板選挙対策委員長の名 前で柏村警察長官あてに告発手続を とつた、こつういふことが報じられたの でありますけれども、これはこつういふ ふうりに措置されておりますか、その点 をお聞きしたい。

○政府委員(宮地直邦君) 昨日社会党 の代表の方が参られました。長官不在 のために、私が告発状を受けており ます。この事件の措置に関しまして は、さつそくこの告発状をこれらにつ きまして処理の権限のある宮城県警察 本部長に移送いたしました。

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をとめ

「速記中止」

○委員長(島島徳次郎君) 速記を始め

○岩間正男君 こういふ事実があるの
ですがね。それらの金額について、県
議会で消防警察常任委員会や社会党の
浦田県議が質問して、それに対して県
総務部長の答弁によると、県では四百
六十五万六千九百円を消費した、こう
いふ事実がある。ところが、知事の法
定選挙費を見ると、三百五十万です。
これをはるかにこえた金が、それだけ
の答弁の範囲内でもこういふ事象が起
こっているわけですが、そうすると、
この問題は、これは今現在行なわれて
いる知事選挙でありますから、あまり
われわれ介入したいとは思わないので
ありますけれども、とにかく告訴がさ
れて、そしてこの問題についてまあ
事態は事態として過ぎてしまった、そ
れであとは野となれ山となれ、当選は
したのだ、こういう形では非常にまず
いと思いますが、こういう段階でどう
いうふうな態度をおとりになるのか、
この点を最後にお聞きしておきたいと
思います。

○政府委員(宮地直邦君) さような事
実のあることは、われわれも承知いた
します。もちろん宮城県警察本部にお
きましてこれを承知しております。
事案の真相を検討をいたしております。
しかしながら、現在の段階におき
ましては、これらの行為が今直ちに知
事の職務と申しますか、地方自治と申
しますか、相当広い実際上の行政をせ
られますので、それらの行政行為の範
囲を逸脱したものと認めておきます。
○岩間正男君 やはり、県民の立場、
選挙民の立場に立って考えてみるこ

が非常に必要だと思えます。もう一つ
は、日本の選挙をどう改めるか、この
立場に立ってこれは検討してみない
と、何か今の御答弁だと、こういう事
実を擁護されるようなふうに出てくる
御答弁ではまずいと思う。これはいず
れ社会党の諸君もやることと思ひので
ありますけれども、やはりあくまでこ
ういふ問題については厳正に処理すべ
きじゃないか、こういうふうにお思いま
すが、いかがですか。
○政府委員(宮地直邦君) われわれ
は、公選法の範囲内におきまして、そ
の適正なる執行をいたすのでございま
す。本件事案につきまして、政治的批
判はわれわれとしては慎むべきであり
ます。今申しましたように、あくまで
も法の適正なる執行を念願し、かつ責
任を有する者だ、こういうふうにお考
えます。

○岩間正男君 その点はいいんですけ
れども、これが何か合法的かもしれぬ
というふうなそういう発言をされては
まずいと思うのです。今調査中でしょ
う。調査中の問題ですから、それにつ
いてはやはりあくまで正しい調査をす
るといふことじゃないかと思ひわけ
です。そのことを要望して、私の質問を
終わります。

○委員長(島島徳次郎君) 他に御発言
もなければ、本日はこの程度にとどめ
ます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時八分散会
二月十五日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、戦争犯罪関係者の補償に関する
請願(第六一〇号)(第六二二号)
(第六一三号)

一、宇都宮地方法務局坂西出張所存
置に関する請願(第七九六号)
第六二二号 昭和三十八年二月一日
受理
戦争犯罪関係者の補償に関する請願
請願者 福岡市大字田島一、六
六七〇四 浦田寅治郎
外十三名
紹介議員 青木 一男君

戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死
亡者(九十八人)の遺族に対して、
刑死者(九百八人)及び既決拘禁中の死
亡者(百二人)の遺族に対すると同様
に扶助料又は遺族年金を支給するよう
にして、両者間の不均衡を是正されたい。
また、戦争犯罪裁判有罪服役者三
千七百四十七人中には拘禁期間の一部
又は全部を恩給公務員としての在職年
数に算入することにより、普通恩給
(三百七十一人)又は一時恩給(百八十
四人)を支給されて実質的には補償を
受けると考えられる者もあるが、前職
が恩給公務員でなかつた者については
全然補償がなされていない。前職が恩
給公務員であつた者でも拘禁期間を全
然加算されていない者もあり、この点
にも不均衡がある。服役者には当然労
賃を支給すべきであるから、恩給法適
用範囲外の者には労賃に準ずる補償を
なされたい。また、戦争犯罪容疑者と
して指名逮捕され、葉巻に抑留(一部
は更に外地に移送)されて取調べを受
けた後、不起訴となりあるいは無条件
釈放となつた者及び裁判において無罪
となつた者(合計千四百人)に対する
補償を刑事補償に準じて実施されたい
との請願。

第六二二号 昭和三十八年二月一日
受理
戦争犯罪関係者の補償に関する請願
請願者 山口県裁市大字椿東
三、一〇六 安藤修道
外八名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じ
である。
第六一三三号 昭和三十八年二月一日
受理
戦争犯罪関係者の補償に関する請願
請願者 京都市北区小山中溝町
一六 酒井忠邦外八名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じ
である。
第七九六号 昭和三十八年二月七日
受理
宇都宮地方法務局坂西出張所存置に關
する請願
請願者 栃木県足利市長 木村
浅七外九十五名
紹介議員 植竹 春彦君

宇都宮地方法務局坂西出張所は、その
前身を小俣登記所と称し、明治三十二
年十一月一日足利郡小俣村に開庁以來
その管轄区域を同郡三和村、葉鹿町、
小俣町及び菱村の二町二村を担当して
おり、その後町村合併により菱村を除
いて坂西町と改称したのであるが、本
町は昭和三十七年十月一日足利市へ合
併された。これと同時に同所も廃止さ
れる模様であるが、これが廃止される
と、地区住民の不便はこの上もなく、
足利支局へ最も近いところで八キロ
余、遠いところは二十キロの距離とな
り、年々増加する登記事務に対する困

難はますますその度を加え、住民福祉
の増進が図り得ないものと憂慮される
から、行政区域の統廃合にかかわらず
当坂西出張所を存置せられたいとの請
願。

昭和三十八年三月二日印刷

昭和三十八年三月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局